



2018年6月18日

各 位

会 社 名 株式会社 K e y H o l d e r
代 表 者 名 代表取締役社長 明 珍 徹
(証券コード番号 4 7 1 2 ・ JASDAQ)
問い合わせ先 取 締 役 大 出 悠 史
電 話 番 号 0 3 - 5 8 4 3 - 8 8 8 8

第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式会社Y&N Brothers（以下「Y&N」といいます。）の代表取締役社長である秋元伸介氏、株式会社allfuz（以下「オルファス」といいます。）の代表取締役である赤塚善洋氏、当社の特別顧問に就任予定の秋元康氏に対して、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うこと（以下「本件第三者割当」といいます。）につき決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

1. 第三者割当により発行される新株予約権の募集について

(1) 募集の目的及び理由

当社は、当社グループの事業規模拡大を図る目的で、100%子会社である株式会社K e y S t u d i o（以下「KS」といいます。）を設立し、新宿アルタ店を活用したライブ・イベントスペース「K e y S t u d i o」を提供する事業を開始しておりますが、今般、2018年6月18日付け「連結子会社（株式会社K e y S t u d i o）と株式会社 Y&N Brothers 及び株式会社 allfuz との業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、KSがY&N及びオルファスとの間で業務提携契約（以下「本件業務提携」といいます。）を締結すること及び、秋元康氏が当社の特別顧問に就任すること、また、同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、秋元康氏、秋元伸介氏、Y&N、赤塚善洋氏及び株式会社 A. M. Entertainment（本社：東京都渋谷区 代表取締役 村山 隆弘 以下「A.M.E」といいます。）との共同で合弁会社を設立（本件合弁会社設立）することにつき公表しております。

当社は、秋元康氏の当社特別顧問就任、本件業務提携及び本件合弁会社設立により、K Sのライブ・エンターテインメント部門における事業拡大が推し進められる状況となり、さらなる当社グループの企業価値向上が実現できるものと考えておりますが、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏との相互協力関係を強化することで、K Sの企業価値が増大され、ひいてはK Sの親会社である当社グループ全体においても、さらなる業容拡大及び企業価値の向上につながると判断したことにより、本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的として、当社において本新株予約権の発行について検討いたしました。

また、本新株予約権の行使については、「1. (2) 募集の概要 (8) その他投資判断上重要又は必要な事項②新株予約権の行使の条件」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえ、本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではあるものの、今後のK Sの劇場運営に係る費用及び合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金に充当することなども想定されており、資金調達の手段としても本新株予約権の発行について検討いたしました。

なお、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏に新株予約権を発行することとした理由は、後述いたします「4. (2) 割当予定先を選定した理由」に記載しております。

(2) 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年7月24日
(2) 発行新株予約権数	320,294個
(3) 発 行 価 額	総額 32,029,400円(新株予約権1個当たり100円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	32,029,400株(新株予約権1個につき100株)
(5) 調達資金の額	4,035,704,400円 (内訳) 新株予約権発行分 32,029,400円 新株予約権行使分 4,003,675,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり125円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、秋元康氏、秋元伸介氏、赤塚善洋氏に割り当てます。
(8) その他投資判断上 重要又は必要な事項	①上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 ②新株予約権の行使の条件 1. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値(以下、「株価終値」という。)が一度でも下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。 (a) 連続する5取引日の株価終値が行使価額に120%を乗じた

価額を上回った場合：30%

(b) 株価終値が 200 円（ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には別紙（株式会社Keyholder 第 2 回新株予約権発行要項 3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法）に準じて適切に調整されるものとする。）を上回った場合：60%

(c) 株価終値が 260 円（ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には別紙（株式会社Keyholder 第 2 回新株予約権発行要項 3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法）に準じて適切に調整されるものとする。）を上回った場合：100%

2. 上記 1. に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株価終値が一度でも行使価額に 50% を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(1) 払込金額の総額	4,035,704,400円
(2) 発行諸費用の概算額	19,800,000円
(3) 差引手取概算額	4,015,904,400円

(注)

1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(32,029,400円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(4,003,675,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 2,300,000円、弁護士費用 2,500,000円、登記関連費用 15,000,000円となります。
4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権につきましては、「1. (1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、割当予定先との相互協力関係の強化及び本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的として発行するものであり、また、本新株予約権の行使については、「1. (2) 募集の概要 (8) その他②新株予約権の行使の条件」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえ、さらに本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではあるものの、前述の差引手取概算額 4,015,904,400円の想定し得る使途につきましては、目下、既に運営を開始しておりますKSの劇場運営に係る広告宣伝等への費用の充当を予定しているほか、将来的には合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金に充当することを見込んでおりますが、現時点において具体的な金額や配分などは未定であり、決定次第お知らせいたします。

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当による資金調達の目的及び理由は、前記(2)に記載とおり、割当予定先との相互協力関係の強化及び本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的として発行するものであります。しかしながら、本件第三者割当によりかかる本件業務提携及び本件合弁会社設立において推し進められる事業拡大を実現する上で、本件第三者割当で得られた資金を投入する場合においても、中長期的な当社の企業価値向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額を算定するため、本新株予約権の発行要項に定められる諸条件を考慮し、本新株予約権の発行価額算定を、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞ヶ関ビルディング30階 代表取締役 野口真人 以下「プルータス」といいます。）に依頼いたしました。プルータスは、新株予約権の発行価額算定にあたって一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき発行価額を算定いたしました。

具体的には、当該評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該評価機関は、媒介変数を発行決議日前取引日の東京証券取引所における普通取引終値（125円）、当社株式の株価変動率（51.20%）、配当利回り（0.80%）、無リスク利率（0.049%）、権利行使期間（10年）とし、割当予定先の行動に関して一定の前提を置き、本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額125円/株、満期までの期間10年、株価条件）に基づいて、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる事象を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定機関の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定機関の算定結果と同額に決定いたしました。

また、行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2018年6月15日）における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引終値と同値である1株当たり125円といたしました。

なお、2018年6月18日開催の取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、第三者評価機関であるプルータスにより算定された本新株予約権の発行価額について、実務上一般に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理な点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見を頂いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の株式数は、32,029,400株（議決権個数320,294個）であり、2018年3月31日時点の発行済株式総数139,259,092株（総議決権数1,392,041個）の23.00%（総議決権に対する割合23.01%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権は、当社普通株式の終値が一定の水準を上回った場合に段階的に行使が可能となる行使条件が設定されております。加えて、行使価額の50%を下回る価額となった場合、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件が設定されていることから、株価が一定水準まで上昇

しない場合は新株予約権を行使することができず、一方で当社株価の下落時には本新株予約権の割当予定先が株価下落に対して一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有することが可能となります。

また、割当予定先との相互協力関係の強化及び本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的とした上で、割当予定先である外部協力者3名には、将来的に当社の株主になっていただくことにより、それぞれがこれまでの実績を築き上げる中で確立した豊富な人脈及び経験に基づいた知見を、今後の事業展開における運営面や財務面、技術面などの幅広い領域に対する助言あるいは指導という形で経営に活かすなど、多大な貢献をいただけるものと考えております。加えて、「2. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、今後のKSの劇場運営に係る費用及び、合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金調達も必要であります。

また、前記「2. (3) 資金使途の合理性に関する考え方」に記載いたしましたとおり、本新株予約権の発行は、本件業務提携及び本件合弁会社設立における事業展開において、外部協力者の意欲及び士気の向上、及び相互協力関係のさらなる強化を目的として付与することにより、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、株主の皆様の利益向上につながるものと判断しております。

したがって、必要且つ十分な水準を付与する必要があるとの判断から、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

なお、本新株予約権の発行規模におきましては、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の払込み及び権利行使に係る払込みに支障はないと判断した上で、割当予定先との協議の上で決定いたしております。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①外部協力者

割当予定先の概要	氏名	秋元 康
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	作詞家
当社と割当予定先との間の関係	資本関係	当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です。(出資比率21%)
	人的関係	当社の特別顧問にご就任いただく予定です。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

②外部協力者

割当予定先の概要	氏名	秋元 伸介
	住所	東京都千代田区
	職業の内容	株式会社 Y&N Brothers 代表取締役 (所在地：東京都千代田区麴町四丁目3番1号)

		(事業の概要：映像・音楽ソフト、CM、映画及び舞台の企画、制作等)
当社と割当予定先との関係	資本関係	当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です。(出資比率6%)
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の100%子会社である株式会社Key Studioとの業務提携先である、株式会社Y&N Brothersの代表取締役であります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③外部協力者

割当予定先の概要	氏名	赤塚 善洋
	住所	東京都北区
	職業の内容	株式会社 allfuz 代表取締役 (所在地：東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル7階) (事業の概要：広告企画開発事業、タレント・コンテンツ事業)
当社と割当予定先との関係	資本関係	当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です。(出資比率3%)
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の100%子会社である株式会社Key Studioとの業務提携先である、株式会社allfuzの代表取締役であります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

①外部協力者(秋元康氏)について

秋元康氏は、2018年6月18日付け「連結子会社(株式会社Key Studio)と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、当社の特別顧問にご就任いただけるなど、当社グループにおける総合エンターテインメント事業についてはKey Holderグループ全体のさらなる規模の拡大及び基盤強化へ多大な貢献をいただけるものと考えております。

同氏は、複数の会社の経営に関与することを通じタレントやアーティストの発掘・育成及び企画、制作を行う総合プロデュースに関する豊富な知識と経験を有するほか、国内外の芸能関係において幅広いネットワークを有しております。特に、企画、制作を行う総合プロデュースに関する豊富な知見を有するため、当社グループが開始したライブ・エンターテインメント事業に関するアドバイスや戦略立案、その他様々なプレイヤーとの幅広い協業の可能性に関するアドバイスのほか、大手レーベルや大手芸能事務所などの紹介が期待でき、同氏はかかるネットワークを通じて、業界についての新鮮かつ有益な情報についての知見も有しております。

また、同氏はテレビ番組制作に関する企画、構成においても幅広い知見を有しており、人気バ

ラエティ番組の制作を始め、映画監督などの経験を通して、テレビ番組制作の現場レベルにおける豊富な知識も有しております。この点、2018年5月24日付け「連結子会社（株式会社Key Production）による吸収分割契約の締結に関するお知らせ」のとおり、連結子会社である株式会社Key Productionを吸収分割承継会社としてテレビ番組制作事業を株式会社BIGFACEから承継することとなりますが、このテレビ番組制作事業を含め、当社グループ全体に対する多くの助言を頂戴できるものと考えております。

当社は、秋元康氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高め、秋元康氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

②外部協力者（秋元伸介氏）について

秋元伸介氏は、2018年6月18日付け「連結子会社（株式会社Key Studio）と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、Y&Nの代表取締役として当社子会社であるKSとの業務提携による協力のほか、同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件合弁会社設立に関して個人として共同出資をいただくなど、当社の経営及び運営などにおいて深く関わっていただくことに加え、映像ソフトや音楽ソフトに加え、CM、映画及び舞台などの企画、制作を行う総合プロデュース事業を通して、様々なタレント、アーティストの発掘・育成を経験されていることから、本件業務提携の趣旨であるライブ・エンターテインメント分野における新たな事業領域の開拓において、極めて重要な役割を有し事業の核となる人物であり、当社グループ全体の事業基盤強化へ貢献いただけるものと考えております。

当社は、秋元伸介氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高め、秋元伸介氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

③外部協力者（赤塚善洋氏）について

赤塚善洋氏につきましても、2018年6月18日付け「連結子会社（株式会社Key Studio）と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、オルファスの代表取締役として当社子会社であるKSとの業務提携による協力のほか、同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件合弁会社設立に関して個人として共同出資をいただくなど、当社の経営及び運営などにおいて深く関わっていただくことに加え、豊富なタレント・アーティスト情報に基づくキャスティング業務や販売戦略の立案を主軸とした、日本唯一の「コンテンツ・ブティック」として、イベント事業等のマーケティングセールスプロモーションの企画・提案・運営における能力及び知見を生かして、「高度に専門化された業務を効率よく行う専門会社」として同社を牽引していることから、本件業務提携の趣旨であるライブ・エンターテインメント分野における新たな事業領域の開拓において、極めて重要な役割を有し事業の核となる人物であり、当社グループ全体の事業基盤強化へ貢献いただけるものと考えております。

当社は、赤塚善洋氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高

め、赤塚善洋氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

④行使条件等について

上記した割当予定先の選定理由に加えて、前記「1. (2) 募集の概要 (8) その他投資判断上重要または必要な事項」のとおり、本新株予約権には、株価が一定水準まで上昇した場合のみ段階的に行使が可能となり、当社普通株式終値が行使価額の50%を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件が設定されております。付与対象者においても、当社の株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続することで、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上への意識を当社と共有いただくことを企図しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権の譲渡はせず、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、2018年6月18日付け「連結子会社(株式会社Key Studio)と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」及び同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件業務提携及び本件合弁会社設立の目的に照らして、当社経営に携わっていく上でも、一定の数量に関しては中長期に亘って保有する方針である旨及び、各施策を通して展開する今後の活動に対して責任を持って取り組んでいただけるとの想いと意思を、口頭で確認しております。

また、一定の数量に関しては中長期に亘って保有する方針ではあるものの、当社の企業価値向上に対する割当予定先へのインセンティブとしての性格上、割当予定先の個別の投資判断に基づき、可能な限り市場動向に配慮しながらも、新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却する可能性がある旨及び、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部売却によって得る自己資金をもって、追加の権利行使に係る払込みに要する資金に充てる場合もある旨を、割当予定先より確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する財産の存在につきまして、割当予定先である秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏から、同氏らの預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の払込みに要する資金の全部を有していることを確認するとともに、当該資金は全額自己資金であることも口頭で確認しております。

秋元康氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の約4割を有することを確認した上、当該資金が自己資金である旨の説明を受けております。当該金額は本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の全額には満たないものの、同氏からは、当該自己資金に加えて、自身の活動による報酬を原資とする追加の自己資金で行使する方針であり、且つ、権利行使期間中における新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却することにより権利行使に係る払込みに要する資金の一部に充てる可能性があることを口頭で確認しており、当社として十分に合理性のあるものと判断していることから、本新株予

約権の権利行使に支障はないと判断しております。

秋元伸介氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の約5割を有することを確認しております。なお、当該資金については、秋元伸介氏が代表取締役を務める株式会社 Y&N Brothers（東京都千代田区麹町四丁目3番1号 以下「Y&N」といいます。）が秋元伸介氏に融資している資金（金額：300百万円 返済期日：2028年7月23日 年利：3.0%）である旨を借入申込書にて確認しております。

当該金額は本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の全額には満たないものの、同氏からは、当該自己資金に加えて、自身の役員報酬等を原資とする追加の自己資金で行使をする方針であり、権利行使期間中における新株予約権の行使による取得する当社普通株式の一部を売却することにより権利行使に係る払込みに要する資金の一部に充てる旨の説明を受け、当該説明内容につき、当社として十分に合理性のあるものと判断していることから、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

なお、当社といたしましては、秋元康氏及び秋元伸介氏において、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続していただくことを確保することで、中長期的な当社の企業価値の向上及びこれによる株主の皆様への利益向上を実現するため、両氏が中長期に亘って当社株価の上昇に対する強い動機付けを得られるよう、本新株予約権を設計することが妥当であるとの判断に基づき、新たな自己資金が追加された時点で新株予約権の追加発行を行うのではなく、現時点において将来の報酬分に相当する量の本新株予約権を両氏に対して付与することについては十分な合理性があると判断しております。

また、赤塚善洋氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する十分な資金を有していることを確認しております。なお、当該資金については、同氏が代表取締役を務める株式会社 allfuz（東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ペイル7階 以下「オルファス」といいます。）が同氏に融資している資金（金額：200百万円 返済期日：2028年7月23日 年利：2.0%）である旨を借入申込書にて確認しております。

（5）割当予定先の実態

当社は、割当予定先が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地 代表取締役 荒川 一枝）に調査を依頼しました。そして、公開情報（登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集）及び同社の保有する独自情報（同社が独自に集積し構築した反社会的・反市場的勢力の情報）との照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。これにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等ではないこと及び反社会的勢力等とは何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

5. 募集後の大株主及び議決権比率

募集前（2018年3月31日現在）		募集後（本新株予約権の全部が行使された場合）	
名称	(%)	名称	(%)
Jトラスト株式会社	42.93	Jトラスト株式会社	34.90
株式会社ユナイテッドエージェンシー	20.85	株式会社ユナイテッドエージェンシー	16.95
日本証券金融株式会社	1.56	秋元康	14.64
株式会社SBI証券	1.50	秋元伸介	3.25
マネックス証券株式会社	1.02	日本証券金融株式会社	1.27
岡田浩明	0.87	株式会社SBI証券	1.22
星久	0.38	マネックス証券株式会社	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	0.36	赤塚善洋	0.81
KeyHolder従業員持株会	0.32	岡田浩明	0.71
楽天証券株式会社	0.32	星久	0.31

(注) 1. 2018年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年3月31日現在の総議決権数に、割当予定先に割当てする本新株予約権の目的である株式の総議決権数 320,294 個 (32,029,400 株) を加えて算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6. 今後の見通し

本件第三者割当が当社連結業績に与える影響につきましては、現在のところ明確な見通しが明らかではありませんが、見通しが明らかになり次第、速やかに公表いたします。

7. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はございません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結売上高	22,396,727	22,355,011	19,523,951
連結営業利益	578,569	796,937	228,503
連結経常利益	507,485	686,936	142,609
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,241,677	210,492	1,203,686
1株当たり当期純利益	△8.92円	1.51円	8.65円
1株当たり配当金	2.00円	1.00円	1.00円
1株当たり純資産額	69.17円	69.69円	77.34円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数 に対する比率
発行済株式数	139,259,092株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	11,500,000株	8.25%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	11,500,000株	8.25%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	11,500,000株	8.25%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始値	100円	128円	125円
高値	101円	130円	127円
安値	98円	125円	124円
終値	100円	128円	125円

②最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始値	130円	127円	135円	139円	120円	113円
高値	133円	145円	156円	158円	121円	145円
安値	124円	126円	107円	112円	103円	109円
終値	126円	134円	141円	119円	112円	143円

③発行決議日前営業日株価

	2018年6月15日
始 値	133 円
高 値	133 円
安 値	125 円
終 値	125 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当なし。

10. 発行要項

別紙のとおり。

以 上

株式会社KeyHolder 第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

320,294 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 32,029,400 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2018 年 6 月 15 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）125 円/株、株価変動性 51.20%、配当利回り 0.80%、無リスク利率 0.049%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 125 円/株、満期までの期間 10 年、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2018 年 6 月 15 日の

株価終値である金 125 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2018 年 7 月 24 日から 2028 年 7 月 23 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における株価終値が一度でも下記 (a) 乃至 (c) に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。

(a) 連続する 5 取引日の株価終値が行使価額に 120% を乗じた価額を上回った場合：30%

- (b) 株価終値が 200 円（ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には上記 3.（2）に準じて適切に調整されるものとする。）を上回った場合：60%
- (c) 株価終値が 260 円（ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には上記 3.（2）に準じて適切に調整されるものとする。）を上回った場合：100%
- ② 上記①に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株価終値が一度でも行使価額に 50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2018 年 7 月 24 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の

効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2018年7月24日

9. 申込期日

2018年7月13日

10. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定申請読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

外部協力者（秋元康氏）	:	250,666 個
外部協力者（秋元伸介氏）	:	55,703 個
外部協力者（赤塚善洋氏）	:	13,925 個
合計	:	320,294 個

以上